

ペルーの経済事情

石田 達也

ペルー経済は、2008年に9.8%の成長率を記録した。金融危機は世界に大きな影響を与えた。中南米地域もその例外ではないが、ペルーは比較的影響の小さい国と言われている。そのパワーの源は内需による成長にある。貿易は、輸出の伸び率が前年を下回ったが、内需拡大に伴い輸入の伸び率は大幅に伸びている。

日本とペルーの両国関係において、2009年は日本人ペルー移住110周年を迎える。この重要な年に日ペルー投資協定(BIT)の発効と日ペルー経済連携協定(EPA)の締結交渉開始の可能性が出てきた。

■内需が金融危機への耐性に貢献

2008年のペルーの実質成長率は9.8%を記録し、前年の9.0%を上回る高成長となった。産業別にみると、建設業が16.5%(2006年:16.5%)、商業が12.8%(同:10.5%)と2ケタの伸びを示している。2008年も、建設業と商業が、近年の内需主導によるペルー経済成長のけん引役としての役割を果たした。ペルー経済財務省は、2009年の経済成長率5.0%を見込んでいる。2009年は、建設、商業ともに金融危機の影響から成長スピードの減速が必至であるが、両産業がどこまで持ちこたえられるか、ペルー経済の2010年以降の傾向を見る上で注目される。

建設業は、2006年以降、前年比2ケタ成

長を維持しており、ペルー経済財務省では、2009年に9.8%とやや減速するものの2010年には同10.2%の成長となるシナリオを描いている。金融サービスの普及が始まり、住宅などの不動産取得が可能となる世帯が増えつつある。ペルー中央銀行によると2009年1月の不動産向け民間貸付残高は111億ヌエボ・ソル(約36億米ドル)で、前年同月比21.5%増となっている。有力金融機関インテルバンク銀行は2009年の不動産向け融資は10%以上増えると予想する。なかでも中~低所得者層の住宅ニーズの需要は依然として高いというのが、不動産業界の大の方の見方となっている。ペルー建設業会議所(Capeco)によると、2008年に売り出された住宅・マンションビルは1万3,800件であった。このうち高所得者層をターゲットとする8千万ドル以上の物件はわずか31%であった。

民間コンサルタント会社DHモントは、「2009年の不動産マーケットの特徴として、購入のターゲットは高所得者層から中低所得者層へ、場所は土地の価格が高止まりしているリマ首都圏から地方都市へシフトする動きが鮮明になるだろう」と指摘する。

住宅ブームが家電製品の購入につながり商業にも影響する。韓国系家電メーカーLGエレクトリニクス・ペルーでは、2008年の家電市場を前年度比28%増の8.6億ドルと推

定している。また、小売店舗の増加と中低所得者層の購入意欲の高さから2009年は同13%増の9.7億ドル程度と予測する。リマ商工会議所によると、家電の65%は家電量販店で販売されており、次いで20%がデパート、7%がスーパーで、残りはホームセンターや雑貨店で販売されている。

■金融危機にも関わらず輸出、輸入とも増加

2008年の貿易は輸出が前年比12.1%増の311億6,270万ドルで史上最高額を更新した。これは米国に端を発する2008年9月以降の金融危機にも関わらず、鉱物資源と魚粉の輸出額が伸びたことによる。輸入は前年比46.1%増の277億3,040万ドルで、国内経済の活発な動きを反映する形となった。

輸出をみると、伝統的產品が全体の75.2%を占め、伝統產品に大きく依存してい

る。これに繊維などの非伝統產品が加わる形になっているが輸出產品の高度化・多様化に向けた取り組みは途上にある。

伝統產品のうち銅、金、亜鉛で伝統產品の62.7%、輸出全体の47.1%を占める。項目別にみると、銅は、前年比6.4%増の76億6,300万ドルで全体の24.6%を占める。銅だけで非伝統產品の輸出総額を上回る。銅価格は2008年後半から下落傾向が続き、特に金融危機後は著しく低下したが、国内最大のアンタミナ鉱山や2006年11月から精鉱生産を開始した第2位のセロ・ベルデ鉱山が生産を伸ばし、全体の生産量も増加したことが背景にある。次いで金が前年比33.2%増の55億7,100万ドルである。生産量は2006年から減少していたが、国内最大のヤナコチャ金山の生産増が寄与し、2008年は増加に転じた。亜鉛は前年比42.3%減の14億6,600万

ペルーの主要品目別輸出<通関ベース>

(単位：100万ドル、%)

	2007年	2008年		
	金額	金額	構成比	伸び率
輸出総額(FOB)	27,800	31,162	100.0	12.1
伝統產品	21,335	23,440	75.2	9.9
銅(地金・精鉱)	7,205	7,663	24.6	6.4
金	4,181	5,571	17.9	33.2
原油・同製品	2,250	2,663	8.5	18.4
亜鉛(地金・精鉱)	2,539	1,466	4.7	△42.3
魚粉	1,210	1,412	4.5	16.7
鉛(地金・精鉱)	943	1,055	3.4	11.9
非伝統產品	6,361	7,545	24.2	18.6
繊維製品	1,736	2,018	6.5	16.2
農產品	1,505	1,911	6.1	27.0
化学品	860	1,040	3.3	20.9
水產品	503	626	2.0	24.5
木材・紙	361	425	1.4	17.7
その他	104	177	0.6	70.2

速報値(2009年1月23日時点)

〔出所〕ペルー国税庁(SUNAT)関税局通関統計

ドルとなっている。亜鉛の生産量、輸出量とともに伸びているが、価格の下落が続いていることが影響した。

非伝統商品では、繊維製品が全体の6.5%を占め、引き続き非伝統商品としては最大のシェアを有している。輸出額の伸び率は通年で前年比16.2%増となっている。四半期毎に比較すると、第1四半期から第3四半期は前年同期比増であるが、第4四半期は減少に転じている。金融危機により米国市場が不振になっていることが原因であり、2009年も減少傾向が続くとみられる。

国・地域別では、米国が57億4,200万ドルで全体の18.4%を占め最大である。次いで中国が37億3,700万ドルで全体の12.0%を占めている。鉱物資源の国内需要への対応のため資源の確保を急ぐ中国の動きは著しく、米国に次ぐ輸出相手国のポジションを確立しており前年比22.9%の伸びである。

一方、輸入は、277億3,000万ドルで前年比46.1%増であった。金融危機後も続く住宅ブームに伴う建設資材の輸入大幅増などにより資本財は92億8,900万ドルで前年比57.8%増と高い伸びとなった。原材料・中間財も食糧の価格上昇や、2007年に比し減速したものの生産活動が高い水準を維持したことなどから、140億9,500万ドルで40.2%増となった。消費財も民間消費の拡大を受けて、43億1,100万ドルで42.9%増であった。

国・地域別では、米国が最大の輸入相手国で、55億7,600万ドルで全体の18.7%を占めている。ついで2006年に第3位であった中国が40億6,300万ドルで全体の13.6%を占め2年連続の第2位になった。

■保護主義と対極にあるペルー

金融危機の影響から保護主義的な貿易政策が各国に広がっている。他方、ペルー政府は、

ペルーの主要品目別輸入<通関ベース>

(単位:100万ドル,%)

	2007年	2008年		
	金額	金額	構成比	伸び率
輸入総額(FOB)	18,979	27,730	100.0	46.1
原材料・中間財	10,048	14,095	50.9	40.2
工業用	5,829	8,002	28.9	37.2
燃料・潤滑油	3,632	5,212	18.8	43.5
農業用	586	880	3.2	50.1
資本財	5,886	9,289	33.5	57.8
工業用	3,992	5,825	21.0	45.9
輸送機器	1,255	2,070	7.5	64.9
建設資材	588	1,302	4.7	121.4
農業用	50	90	0.3	80.0
消費財	3,017	4,311	15.5	42.8
非耐久消費財	1,668	2,233	8.0	33.8
耐久消費財	1,348	2,078	7.5	54.1
その他	28	35	0.1	25.0

[注] 輸入は一時輸入を含む

速報値(2009年1月6日時点)

[出所] ペルー国税庁(SUNAT) 関税局通関統計

金融危機後、むしろ自由貿易協定(FTA)締結に向けた動きを加速している。エクアドルなどアンデス域内でも保護主義的な動きが見られるなかで、ペルーが保護主義に走る可能性は無いのか?結論としては、その可能性は極めて低いと思われる。なぜ、ペルー政府がFTAネットワーク構築を急ぐのかを理解する必要がある。FTAにより、国内の輸出産業の高度化を図り、外資系企業の投資を促進し、雇用の創出につなげることで貧困の削減を行うことにある。

ペルーと米国の自由貿易協定(FTA)が2009年2月1日に発効した。米国とのFTAはアンデス地域では唯一となる。ペルーにとっての最大のメリットはアンデス貿易促進麻薬根絶法(ATPDEA)に基づいた関税率などの優遇措置に頼る対米輸出からの卒業である。これまで同法の終了期限が近づくたびに期間延長を求めるためのロビー活動を行う必要があり、これがペルー政府にとってはビジネス環境の安定化という観点からリスク要因になっていた。アンデス域内では、ベネズエラがアンデス共同体(CAN)を脱退し、ボリビアとエクアドルは反米的なメッセージを打ち出したかも米国をけん制するような政治手法を続けており、ATPDA延長を求める上で波長が合っていたのはペルーとコロンビアだけであった。そのため、いつまで延長されるかどうかは極めて不透明な状態で米国の議員などの関係者らと対話を続けざるを得なかったと言える。ATPDAは、コロンビア、エクアドル、ペルーに適用されている。ペルー政府および産業界が抱える中長期課題は、①輸出産品の多様化および高度化、②米国依存からの脱却である。輸出産品の多様化および高度化については、米国による国際協力活動を活用した中小企業対策のなどが期待できる一方で、金融危機により米国市場の拡大は期

待できないため新たな輸出先を探す必要がある。非伝統産品のトップランナーである繊維製品の輸出は約5割が米国向け、3割がベネズエラ向けとなっており、さらなる安定した市場を求めている。

また、米国側より労働、貿易手続き、環境など多岐にわたり、法律や制度の改善を求められ、それらを受け入れている。労働における基本原則および権利に関するILO宣言にて規定されている結社の自由、団体交渉権の承認など国際的な労働基準の義務化を約束した。金融危機による国際的な経済状況の悪化がペルーにも押し寄せる中で、今後の運用状況によっては、我が国進出企業などが労働者の権利を従来以上に尊重した企業経営を求められる可能性もある。

貿易手続きについてはペルー当局が予備審査制度を導入するなど日本の貿易関連企業がメリットを享受できる点もある。最大の貿易相手国である米国とのFTAは、政財界にとって長年の夢であった。2006年6月のペルー国会によるFTA法案批准に続き、2007年12月には米国でも批准され、アンデス諸国としては唯一となる対米FTAに目処がついた。2006年11月の米国の中間選挙では上下院とも民主党が多数議席を獲得したことから批准に時間がかかった。また、同党の関心事項を反映し、森林伐採への対応を含む環境問題なども対米FTAの中に盛り込まれた。

米国とのFTAが発効した現時点において、もっともペルーが苦慮しているFTA交渉はアンデス共同体(CAN)とEUの交渉と言える。ボリビアを除くCANの3カ国とEUのFTA交渉が2009年3月23~27日にリマで開催され、ペルーは農産品の輸出拡大を求めた。しかし、EU側のガードは固く、当地各紙によると、EU側は豚肉、鶏肉やコメなどをセンシティブ品目として除外する構えだ

という。

今回の交渉は、ボリビアを除く CAN 加盟3カ国（コロンビア、エクアドル、ペルー）と EU の間で行われた。ペルー政府は交渉に当たり、農産品の輸出拡大を大きなテーマに掲げている。農業省（Minag）によると、EU は農産品の輸出先トップで 4 割以上を占めている。次いで米国が 3 割前後と、EU と米国で 7 割となる。これに CAN 域内が続くが、1 割に満たない。現在、ペルーは韓国と FTA を交渉中で、日本との交渉も将来的にあり得るもの、EU ほどの輸出規模は期待できない。農業省は農産品分野に対する交渉チームに 8 人の職員を配置している。EU との交渉に当たって政府は、2011 年までの適用を確保している一般特恵関税（GSP）プラスを、FTA によって実質的に無期限に適用されると同等の条件を引き出したいと考えている。また、EU からの国内向け輸出農産品については、補助金を適用しないことを担保させたい考えだ。他方、当地各紙の報道によると、EU 側は豚肉、鶏肉、七面鳥の肉、コメ、ニンニクをセンシティブ品目として除外し、砂糖、ジャイアントコーン、ユカイモのでん粉について輸入割当を適用したいもようだ。

また、貿易観光省（Mincetur）は、今後の EU との交渉の最大の争点として、知的財産分野を挙げている。当地の有力紙「ヘスティオン」は、EU 側が医薬品開発データの保護期間の長期化を要求しており、その一部については EU 域内基準より厳しい上、ペルーが米国と締結した FTA よりも高い基準になっていると報じている。これまでのところ、政府は、米国との FTA より高い基準については受け入れない方針であり、その理由として、結果的に国内で販売される薬品の価格上昇につながれば、国民の健康に悪影響を及ぼすことを挙げている。

ペルー政府は、2008 年に APEC 議長国を務めた。その際、環太平洋横断戦略的経済連携協定（P4）に参加することを表明している。P4 はシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドで構成されている。2008 年 9 月には米国が参加表明しているほか、オーストラリアもペルーでの APEC の際に参加を表明した（実現すれば P7 になる）。日本とともに加盟を打診されていたペルーは、これまで P4 を好意的に見守るスタンスを保っていた。

P4 参加国のうちチリとは FTA を発効しており、シンガポールとは FTA を締結している。ブルネイ、ニュージーランドとは締結していない。また、参加表明国の中、米国とは FTA を締結しており、オーストラリアとは水面下で 2 国間 FTA について連絡を取っていたものの、公式な形での研究や交渉は開始していない。貿易観光省関係者によると、今後の P7 に向けた調整は米国の動き次第という。いずれ P4 参加国、オーストラリア、米国との交渉を、どのような順番とスケジュールで行うのか話し合われると見られるが、米国の政権交代と未曾有の金融危機で、米国が P4 を前向きに検討できる環境ないことから、全体での調整に入る前にペルーとオーストラリアがバイで交渉を先行させるという選択肢も考えられる。ペルーは米国の政権交代前に米国との FTA を発効させ、その後、P4 が米国主導で急速に展開する前に準備期間を得ることができ、条件に恵まれている。

韓国との FTA については、両国の民間セクターにおける可能性調査段階において時間がかかったが 2009 年 3 月から交渉に入った。

中国との FTA に関しては交渉を終えている。交渉時には条文を英文で作成したため、それを中国語とスペイン語に翻訳したものを見られており、2009 年 4 月にも署名されると見られる。中国との交渉前の準備にお

いては、韓国との可能性調査で時間がかかっている教訓から、経済団体（民間セクター）による共同研究ではなく、貿易観光省が中心となって課題の抽出、調査を進めた。

■日本企業にとってのビジネス環境改善への動き

ガルシア・ペルー大統領は2008年11月21日、麻生太郎首相と会談し、日本・ペルー投資協定に署名した。2009年に発効する。麻生首相は、APEC開催に合わせ、日本の首相としては11年ぶりにペルーを訪問した。ガルシア大統領は大統領府で麻生首相と会談し、2国間経済関係などについて意見を交わした。この中で大統領は、早期の日ペルー経済連携協定（EPA）交渉開始について強く要望した。これに対して麻生首相は交渉開始に向けて前向きに検討することを伝えた。会談後、日・ペルー投資協定の署名式が行われ、両首脳が署名した。09年に発効すれば、EPAを含めて日本にとって23カ国目の発効国となる。中南米地域ではメキシコ、チリについて3番目。投資協定は、2008年3月にガルシア大統領が訪日し、福田康夫前首相と首脳会談を行った際に、交渉開始で合意したことを受け、同年5月末から交渉が進められた。投資協定として初めて、「投資環境整備小委員会」が設置されるのが特徴。同委員会は、相手国に対して企業の投資環境を改善するための意見や助言などを伝えて情報交換や議論を行う枠組みで、両国の政府と民間企業が参加する。これまで、ペルーで事業展開する日系進出企業が、投資環境改善に向けた意見や要望をペルー政府に伝える公の場がなかった。

また2008年11月20日にアラオス貿易産業相と二階俊博経済産業相が会談した。この会談では、ペルー側から日本とのEPAに

ついて要望が出され、これを受けるかたちで日本側の研究についてはジェトロの中に、日・ペルーEPAに関する民間研究会を立ち上げることで合意した。以前から日本とのEPAに対する要望は強く、ペルー政府がFTAを締結したい国の優先順位で日本は1位にランクされている。

合意を受けて、2009年1月から「日ペルー経済連携協定（EPA）研究会」（委員長：浦田秀次郎早稲田大学大学院教授、事務局：ジェトロ事務局：ジェトロ）が開始となった。研究会は、自動車、家電など各業界団体の代表者および有識者等9名で構成された。研究会では日本がペルーとEPAを締結した場合のメリット、デメリットを検証した。同年3月までに3回の研究会を行い、3月25日、報告書として日本政府への提言がまとめられた。ペルー市場において競合関係にある日本企業の関税差等競争条件の確保やビジネス環境整備の必要性を日本政府が認識し、政府がEPA交渉を開始することやペルーとのEPAに盛り込むべき項目について提言している。

（いしだ・たつや JETRO リマ・センター所長）